

令和 8 年 1 月 15 日

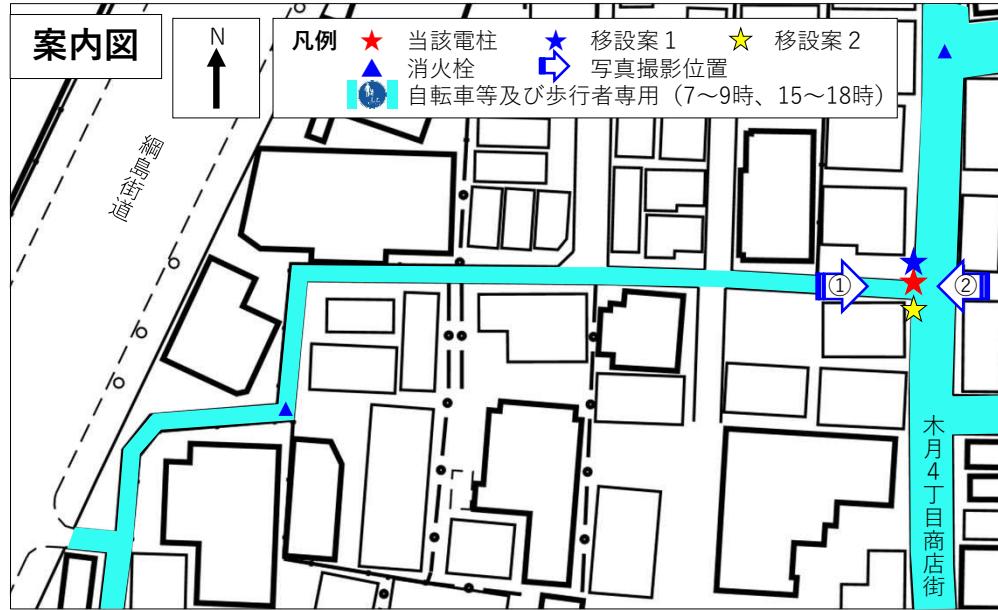
まちづくり委員会資料

陳情第 143 号 中原区木月 4 丁目 8 の丁字路付近に位置する電信柱
の早急な移設に関する陳情

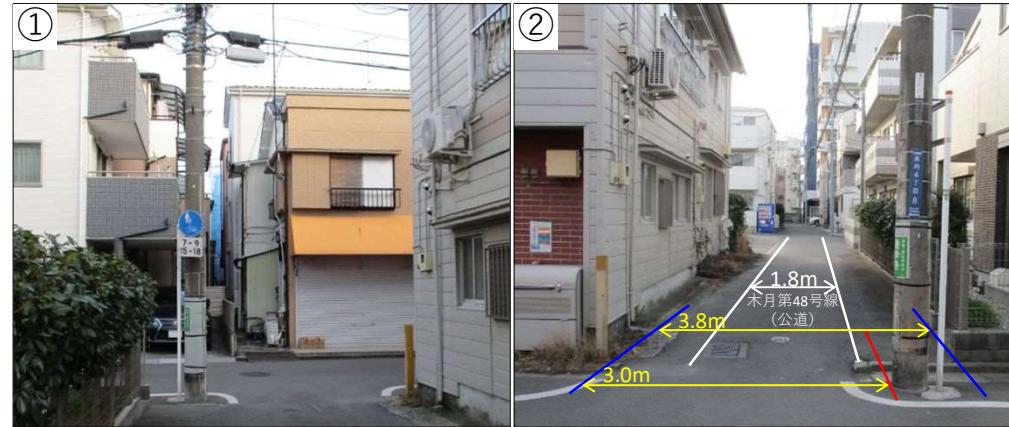
建設緑政局

陳情第143号 中原区木月4丁目8の丁字路付近に位置する電信柱の早急な移設に関する陳情

1. 案内図・道水路台帳平面図



2. 写真



3. 電柱の交通への影響

(1) 緊急車両への影響

木月第48号線は通り抜けが困難なため、当該電柱の位置にかかわらず、消防車・救急車を綱島街道や木月4丁目商店街に停車させて現場へ向かうことが想定されている。

(2) 一般車両への影響

当該道路を含む一帯は、朝・夕の時間帯における自動車の通行が規制されており、自動車の通行量は多くない。

＜参考：交通量調査結果＞



※ 車中の交通量は、令和7年12月26日（金）及び令和8年1月8日（土）に行なった調査結果の平均値

進路	時間帯	6～7時	11～12時	18～19時
A		0台	1台	1台
B		0台	1台	2台
C		0台	2台	3台
D		3台	3台	4台

※ 表内の交通量は、令和7年12月26日（金）及び令和8年1月8日（木）に行った調査結果の平均値

4. 電柱の移設に係る経過

令和3年度に、道路公園センターが当該電柱の移設を求めるよう要望を受けた際に検討した次の移設案については、どちらも隣接家屋所有者の同意が必要であり、交渉を継続してきているものの、現在まで同意を得られていない。

- ・(移設案1) 北側に移設させる案
(主な課題) 隣接家屋の庭を架空線が横切ること及びより車幅が広い車両の通行が増える可能性があることについて、近隣住民の理解を得ること
 - ・(移設案2) 南側（道路の反対側）に移設させる案
(主な課題) 1本のみ当該路線の反対側に建柱することについて、近隣住民が難色を示していること